

日中一時支援事業

(重要事項説明書)

1 事業所の概要

事業の目的	利用者の身体能力及び生活能力の維持向上を図り、安定した日常生活を送る為に必要なサービスを適切に行う。
管理者氏名	横山 貴洋 (兼任)
サービス提供責任者	大平 功二 (兼任)
事業所の運営方針について	利用者の自立促進、生活の改善、身体機能の維持向上等に務め、障害者の社会参加を勧めるとともに、地域福祉サービスの拠点としての施設を目指す。
開設年月	平成 20 年 9 月 1 日

2 当施設が提供するサービスと利用料金

当事業所では、下記のサービス内容から「サービス計画」を定めて、サービスを提供します。「サービス計画」は、市町村が決定した地域生活支援給付の「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「サービス計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

事業実施地域	岐阜市及び契約市町村
営業日	月曜日～金曜日（12月29日～1月3日まで休業します）
サービス提供時間	月～金 午前8時～午前11時・午後3時～午後6時 利用定員 2名（1日）

(サービス内容)

創作的活動	陶芸、園芸、手芸、工作、絵画、書道等の創作活動を支援します。
社会適応訓練	会話、生活マナー、パソコンなどの社会適応訓練を実施します。
機能訓練	利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。(理学療法士、機能訓練指導員等)
レクリエーション	音楽クラブ、カラオケ等のレクリエーションを実施します。
必要な介助	排泄の介助のほか、日常生活を行うときに必要な介助を、利用者のご希望及び心身等の状況に応じて行います。
医療・福祉・生活等のご相談及び介護方法の指導	利用者の医療・福祉・生活等のご相談に応じます。また、ご希望に応じてご家族等に介護技術の指導を行います。(利用者の希望の時間を踏まえ、設定します。)

(職員体制)

勤務時間等	月曜日～金曜日 午前8時～午前11時 ・ 午後3時～午後6時			
職種(常勤(兼務))	管理者	サービス提供責任者	生活支援員	看護師
	1名	1名	2名	3名

(利用料金)

サービスの利用に対しては、通常9割が地域生活支援給付費の給付対象となります。事業者が地域生活支援給付費の代理受領を委託された場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割を事業者にお支払いいただきます。(定率負担)ただし、個別減免等が適用される場合には、減免後の金額となります。

(岐阜市) 障害程度区分	区分3	区分2	区分1
1. サービス利用料金	2,320円	1,620円	1,280円
2. うち、地域生活支援給付費等が給付される金額	2,088円	1,458円	1,152円
3. サービス利用にかかる自己負担額(1-2)	232円	162円	128円

(関市) 対象者(4時間未満の場合)	障害者	重症心身障害者
1. サービス利用料金	760円/1時間	4,860円/4時間以下
2. うち、地域生活支援給付費等が給付される金額	684円/1時間	4,374円/4時間以下
3. サービス利用にかかる自己負担額(1-2)	76円/1時間	486円/4時間以下

(各務原市) 4時間未満の場合	単価	障害程度	
		遷延性意識障害者	重症心身障害者
1. サービス利用料金	1時間 900円	3,380円	4,860円
2. うち、地域生活支援給付費等が給付される金額	810円	3,042円	4,374円
3. サービス利用にかかる自己負担額(1-2)	90円	338円	486円

3 苦情及びサービス利用等のご相談

- 苦情受付担当者 サービス管理責任者 大平 功二 ○苦情解決責任者 管理者 横山 貴洋
○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
- 相談受付担当者 サービス管理責任者 横山 貴洋
○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00